

文化財虫菌害防除作業主任者規程第6条に定める登録更新の手続きを次のとおり定める。

「文化財虫菌害防除作業主任者規程」第6条の規程による更新の手続き
(登録更新申請書の提出)

第1条 文化財虫菌害防除作業主任者の登録を更新しようとする者は登録期間満了前3ヶ月以内に文化財虫菌害防除作業主任者登録更新申請書(別紙様式)に住民票、顔写真を添付し、登録申請手数料15,000円を添えて理事長宛に提出しなければならない。

(登録更新の条件)

第2条 登録更新者は登録期間満了前3年以内に実務講習会を受講するか、更新のための試験(防除に関すること・労働安全衛生に関すること・安全対策に関することの3事項)を受験しなければならない。更新試験の不合格者は翌年の実務講習会を必ず受講しなければならない。

(更新条件の免除)

第3条 作業主任者の資格習得後、3年ごとに3回登録更新を行った者にはそれ以後の実務講習会の受講または更新のための受験を免除する。但し登録更新の手続きはそれ以後も3年ごとに行わなければならない。なお、この段階になった主任者も文化財虫菌害防除に関する新しい技術や情報については、当研究所の機関誌「文化財の虫菌害」に掲載するほか、講習会や研修会で指導するので、その習得に努めなければならない。

(更新登録)

第4条 理事長は申請に過誤がないと認めたときは文化財虫菌害防除作業主任者名簿に登録し、文化財虫菌害防除作業主任者認定証ならびに文化財虫菌害防除作業主任者証を申請者に交付する。なお、申請者が作業主任者として適正を欠くと認める場合は更新を拒否することもある。

附則

- 1 第2条の変更は平成19年4月1日から施行する。
- 2 第1条の変更は平成24年12月3日から施行する。
- 3 第2条の変更は平成25年10月8日から施行する。